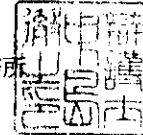


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 大量保有報告書
 【根拠条文】 法第27条の23第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 中島 徹
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成18年10月2日
 【提出日】 平成18年12月28日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3
 【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	ローム株式会社
会社コード	6963
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所(第1部) 大阪証券取引所(第1部)
本店所在地	京都府京都市右京区西院溝崎町21番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション (Mellon Capital Management Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スイート 3000、マーケット・ストリート595
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1983年8月9日
代表者氏名	チャールズ・ジャクリン (Charles Jacklin)
代表者役職	社長兼最高経営責任者 (President and Chief Executive Officer)
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			98,100
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 98,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	98,100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	118,801,388
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.08%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		---

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月8日	普通株	300	取得	9,903.33
平成18年8月9日	普通株	500	取得	9,960.00
平成18年8月10日	普通株	200	取得	10,080.00
平成18年8月25日	普通株	300	取得	10,810.00
平成18年8月28日	普通株	1,000	処分	10,690.00
平成18年8月31日	普通株	100	取得	10,890.00
平成18年9月11日	普通株	700	取得	10,520.00
平成18年9月12日	普通株	200	取得	10,460.00
平成18年9月12日	普通株	2,300	処分	10,440.00
平成18年9月29日	普通株	400	取得	10,970.00

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	0
借入金額計(S) (千円)	0
その他金額計(T) (千円)	1,118,622
上記(T)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円) (R+S+T)	1,118,622

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センター
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1970年8月24日
代表者氏名	パトリック・シェパード (Patrick Sheppard)
代表者役職	社長兼最高業務執行責任者 (President and Chief Operating Officer)
事業内容	企業資産管理業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】（9）

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			3,438,001
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 3,438,001
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	3,438,001	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年10月2日現在)	Q	118,801,388
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		2.89 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		---

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月4日	普通株	900	処分	9,960.00
平成18年8月7日	普通株	1,800	取得	10,061.11
平成18年8月7日	普通株	1,900	処分	9,640.00
平成18年8月15日	普通株	4,700	取得	10,610.00
平成18年8月15日	普通株	30,200	処分	10,698.87
平成18年8月16日	普通株	1	取得	無償交付
平成18年8月18日	普通株	4,700	処分	10,770.00
平成18年8月22日	普通株	2,800	処分	10,980.00

平成 18 年 8 月 23 日	普通株	85,300	処分	11,019.48
平成 18 年 8 月 25 日	普通株	600	処分	11,810.00
平成 18 年 8 月 29 日	普通株	800	処分	10,747.50
平成 18 年 9 月 6 日	普通株	16,000	処分	11,201.88
平成 18 年 9 月 7 日	普通株	100	処分	11,010.00
平成 18 年 9 月 12 日	普通株	1,300	取得	10,440.00
平成 18 年 9 月 14 日	普通株	700	処分	10,810.00
平成 18 年 9 月 20 日	普通株	14,100	処分	10,718.30
平成 18 年 9 月 21 日	普通株	900	処分	10,740.00
平成 18 年 9 月 22 日	普通株	700	処分	10,540.00
平成 18 年 9 月 25 日	普通株	10,700	処分	10,650.28
平成 18 年 9 月 29 日	普通株	2,000	取得	11,003.00
平成 18 年 10 月 2 日	普通株	1,600	処分	10,909.38

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	39,782,837
上記 (T) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	39,782,837

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)
住所又は本店所在地	英国、EH2 4DZ、エジンバラ、ワン・シャルロット・スクエア
旧氏名又は名称	－
旧住所又は本店所在地	－

②【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年6月7日
代表者氏名	ドクター・ケー・ジェイ・ライアル (Dr. K. J. Lyall)
代表者役職	投資部長 (Investment Director)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】 (9)

投資一任契約による顧客の資産運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			3,748,490
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 3,748,490
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	3,748,490	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	118,801,388
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		3.16%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		---

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月7日	普通株	10,100	取得	9,991.09
平成18年8月8日	普通株	54,000	取得	9,935.30
平成18年8月9日	普通株	3,000	取得	9,919.56
平成18年8月11日	普通株	23,000	取得	10,067.09
平成18年8月14日	普通株	5,200	取得	10,249.62
平成18年8月15日	普通株	108,500	取得	10,679.41
平成18年8月24日	普通株	15,800	取得	10,913.93
平成18年8月30日	普通株	500	取得	10,708.00
平成18年8月31日	普通株	19,000	取得	10,786.68
平成18年9月8日	普通株	10,100	取得	10,642.34
平成18年9月12日	普通株	9,000	処分	10,486.19
平成18年9月20日	普通株	4,500	取得	10,879.33
平成18年9月21日	普通株	2,300	処分	10,751.30
平成18年9月26日	普通株	2,300	処分	10,740.87
平成18年9月29日	普通株	8,700	取得	11,006.78
平成18年10月2日	普通株	37,300	処分	10,885.00

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	0
借入金額計(S)(千円)	0
その他金額計(T)(千円)	44,852,315

上記 (T) の内訳	顧客資産
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	44,852,315

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】(14) 該当なし

1【共同保有者/1】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 年 月 日現在)	Q
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション (Mellon Capital Management Corporation)

ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー (The Boston Company Asset Management, LLC)

ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			7,284,591
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 7,284,591
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O	7,284,591	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月2日現在)	Q	118,801,388
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		6.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		---



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Mellon Capital Management Corporation, a corporation organized and existing under the laws of State of Delaware, with its principal office at 595 Market Street, Suite 3000, San Francisco, California (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

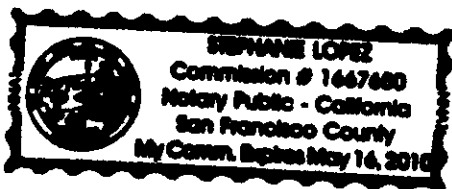
MELLON CAPITAL MANAGEMENT CORPORATION

Charles Jacklin
Charles Jacklin

STATE OF CALIFORNIA)
) SS
COUNTY OF San Francisco)

On this 13th day of December, 2006, before me, the undersigned officer, personally appeared Charles Jacklin, who acknowledged himself to be the President and Chief Executive Officer, being authorized to do so, executed the foregoing instrument for the purposes therein contained by signing the name of the Corporation by himself as President and Chief Executive Officer.

595 MARKET STREET
SUITE 3000
SAN FRANCISCO
CALIFORNIA 94105
ONLINE
WWW.MCM.COM
PHONE
415-546-6056
FAX
415-975-2315



Stephanie Lopez
(Witness)

[訳 文]

委 任 状

デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンフランシスコ、スイート3000、マーケット・ストリート595に本店を有するメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

[署 名]

チャールズ・ジャクリン

<公証人の認証>

カリフォルニア州)
) において
サンフランシスコ郡)

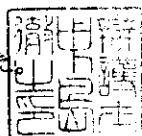
2006年12月13日、当職の面前において、社長兼最高経営責任者である事を自認し、その権限を有するチャールズ・ジャクリンは社長兼最高経営責任者として上記目的のために本書面に署名した。

[署 名]

公証人証明印
ステファニー・ロペス
公証人番号 1667680
カリフォルニア州サンフランシスコ郡
公証人
職権有効期限 2010年5月16日

上記正訳致しました。

弁護士 中島 徹




POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that The Boston Company Asset Management, LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of Massachusetts, with its principal office at Mellon Financial Center, One Boston Place, Boston, MA 02108-4408 (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Patrick Sheppard, this 31st day of October, 2006.

The Boston Company Asset Management, LLC

By:


Name: Patrick Sheppard
Title: President + COO

[訳 文]

委 任 状

マサチューセッツ州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02108-4408、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、メロン・フィナンシャル・センターに本店を有するボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

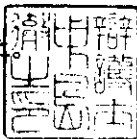
上記の証として、当社は、2006年10月31日、パトリック・シェパードをして本委任状に適法に署名せしめた。

ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー

[署 名]

氏名： パトリック・シェパード
肩書： 社長兼最高業務執行責任者

上記正訳致しました。
弁護士 中島 徹



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Walter Scott & Partners Limited , a company organized and existing under the laws of Scotland, with its principal office at One Charlotte Square, Edinburgh, UK, EH2 4DZ (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Tohru Nakajima and Naoko Kamimura, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Dr K J Lyall, this third day of November, 2006.

Walter Scott & Partners Limited

By:


Name: Dr K J Lyall

Title: Investment Director

[訳 文]

委 任 状

スコットランド法に準拠して設立され、存続し、英国、EH2 4DZ、エジンバラ、ワン・シャルロット・スクエアに本店を有するウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である中島徹氏、同上村直子氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年11月3日、ドクター・ケー・ジェイ・ライアルをして本委任状に適法に署名せしめた。

ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド

[署 名]

氏名： ドクター・ケー・ジェイ・ライアル
肩書： 投資部長

上記正訳致しました。

弁護士 中島 徹

